

令和3年度

**第2回杉並区まちづくり景観審議会
議 事 録**

令和4年3月30日（水）

議 事 録

会議名		令和3年度第2回杉並区まちづくり景観審議会
日時		令和4(2022)年3月30日(水)午前10時00分～午前11時58分
出席者	委員	神山、田邊、内田、尾谷、竹内、林、松木、大倉、川越、田口
	説明者(区)	都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 管理課長、建築課長、市街地整備課長、鉄道立体担当課長、 土木管理課長、みどり公園課長、みどり施策担当課長
議事次第		<p>[審議事項]</p> <p>1. まちづくりルールの登録「みんなでつくる明日のしもたかブック」について</p> <p>[報告事項]</p> <p>1. 杉並区景観計画の改定方針について</p> <p>2. 令和3年度専門部会報告について</p>
配布資料		<p>1. 令和3年度第2回まちづくり景観審議会次第</p> <p>2. 審議事項(まちづくりルールの登録)</p> <p>資料1 対象区域図</p> <p>資料2 策定までの経緯</p> <p>資料3 「しもたかブック」</p> <p>資料4 下高井戸駅周辺まちづくり活動報告会アンケート調査結果概要</p> <p>参考資料 まちづくりルールの根拠法令(抜粋)</p> <p>3. 報告案件(景観計画改定方針)</p> <p>資料1-1 杉並区景観計画の改定方針について</p> <p>資料1-2 杉並区景観計画の概要</p> <p>資料2 杉並区新基本構想(抜粋)</p> <p>資料3 杉並区総合計画・実行計画(景観に係る計画)</p> <p>資料4 杉並区まちづくり基本方針概要</p> <p>資料5 杉並区環境基本計画概要</p> <p>資料6 東京都景観計画概要</p> <p>資料7 景観計画 他区の状況</p> <p>4. 報告案件(専門部会活動報告)</p> <p>資料1 令和3年度専門部会報告について</p>

令和3年度第2回杉並区まちづくり景観審議会

(10時00分)

管理課長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

なお、現在、遠方にて勤務されております委員につきましては、本日はオンラインでの参加になります。

それでは、会議の成立について報告いたします。

ただいま委員が1名遅れているかと思いますが、現在、10名のうち9名の委員がそろってございますので、杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立してございます。

それでは、令和3年度第2回杉並区まちづくり景観審議会の開会を会長、お願いいたします。

会長 これより令和3年度第2回杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。本日の傍聴はどのようになっておりますか。

管理課長 本日の傍聴は、今のところ申出はございません。

会長 それでは、事務局からの議題宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は3件でございます。

審議事項として、「まちづくりルールの登録『みんなでつくる明日のしもたかブック』について」が1件。そして、報告事項でございますけれども、「杉並区景観計画の改定方針について」と「令和3年度専門部会報告について」の2件となります。

資料につきましては事前にお送りしてございますが、お送りしています資料は次第に記載のある資料になってございますので、ご確認ください。

そして、本日、席上にお配りしてございます資料につきましては、席次表、諮問文、別紙の1から3、部会報告の追加資料でございます。

また、資料の差替えがございます。委員の皆様にはお配りしてございますけれども、まちづくりルールの登録申請書及び部会報告の1枚目につきまして、審議会名が記載されてございませんでしたので、そちらのものと差替えをお願いいたします。申し訳ありませんでした。

本日は景観計画の改定の方針の説明をいたしますが、現景観計画の冊子については皆さんお手元にありますでしょうか。よろしいですか。

そして、本日の審議案件につきまして、まちづくりルールを作成した下高井

戸駅周辺地区街づくり協議会から事務局の方へ出席していただいております。

それでは、会長、進行のほうをよろしく願いいたします。

会長

それでは、審議事項、「まちづくりルール登録『みんなでつくる明日のしもたかブック』」について説明をお願いいたします。

管理課長

それでは、まず初めに、私のほうからはまちづくりルール登録についてのこれまでの経緯、そして、制度の概要について説明をいたします。

まず、経緯でございますけれども、区では区内の鉄道各駅周辺のまちづくりに取り組んでございます。京王線におきましても、鉄道の連続立体交差化事業などもありまして、各駅ごとにその周辺のまちの在り方を地域の皆さんとともに考えるために支援、協力等をしてきております。

下高井戸駅周辺地区におきましては、平成 18 年に街づくり協議会が設立されて、平成 22 年にまちづくり構想を区へ提案していただいております。

区はこの提案を受け、平成 25 年度には下高井戸駅周辺地区まちづくり方針を策定してございます。

その後、地域ではまちづくり懇談会や活動報告会の開催、勉強会の開催を経て、このたびまちの将来像や方向性などをまとめた「しもたかブック」を作成したので、まちづくりルールとして登録したい旨の申請があったものでございます。

次に、まちづくりルール登録の制度に関してでございますけれども、参考資料のほうをご覧くださいと思います。参考資料は、まちづくり条例と条例の施行規則の抜粋を載せてあるものです。

これは、まちづくり条例第 17 条の規定によりまして、まちづくり協議会が区域を定めて、まちづくりに関する取り決めをしたもののうち、当該取り決めが良好な市街地の保全に資すること、また、その他規則で定める事項に該当すると認められるときは、まちづくり景観審議会の意見を聞いた上で、地域におけるまちづくりに関する取り決めを登録して公表するものとするというふうにありますので、今回諮問するものでございます。

登録されますと、区及び区民等は対象地区内において、まちづくりルールに配慮して協力するよう努めなければならず、区はまちづくりルールの普及及び情報の提供など必要な措置を講ずるものとなります。

以上が経緯、そして、制度の概要説明となります。

具体的なルールの内容につきましては担当の所管のほうから説明いたします。

鉄道立体担当課長 私からは、ルールとしもたかブックの概要についてご説明いたします。

今回、お諮りいただく内容につきましては、下高井戸駅周辺地区街づくり協議会作成のまちづくりの目標や方向性を示した「みんなで作る明日のしもたかブック」につきまして、区でも直接周知、案内することができるよう、まちづくりルールとして登録することを目的としてございます。

初めに、お手元の資料1をご覧ください。

今回のルールの対象区域についてでございますが、図の赤点線で囲った区域が対象となっております。青点線内につきましては世田谷区内となりますので、世田谷区で別途周知、案内をする予定としてございます。

次に、資料2につきましては、先ほど管理課長からもご説明申し上げましたが、街づくり協議会の設立から、しもたかブックの発行までのための取組について記してございますので、こちらは後ほどお目通しいただければ幸いです。

次に、しもたかブックの内容について簡単にご説明させていただきます。資料3の1ページをご覧ください。

中段の「しもたかブックの役割」に記載のとおり、本冊子につきましては、下高井戸のまちの魅力や課題、具体的なまちづくりの将来像や方向性などについて街づくり協議会の皆様でまとめたもので、法的拘束力はございませんが、様々な内容を盛り込んだ内容となっております。

次に、4ページをご覧ください。

上段に下高井戸のまちづくりの基本理念としまして、「まちの情緒やつながりを大切に、暮らしやすい未来を創る」ことを掲げております。こちらの右側には目標を3つ掲げてございまして、目標1としまして、「商店街のあちこちでふれあいが生まれるまち」、目標2としまして、「街と人、人と人のつながりを育むまち」、目標3としまして、「防災力が高く、多彩な活動が生まれるまち」、こちらの3つの地域目標を掲げております。

次に、6ページから11ページには各目標に対するまちづくりの方向性を記載してございます。

最後、12ページをご覧ください。

こちらには、これらの方向性についてまとめた「将来のまちへの想い」を掲載してございます。この中には、遊び・集える場所や交通などに対する協議会によるまちづくりのイメージが概略として示されてございます。以上がしもた

かブックの概要の説明でございます。

次に、資料4についてご覧いただけますでしょうか。

こちらは、しもたかブック発行前に行った、令和2年度下高井戸駅周辺街づくり活動報告会のアンケート結果概要でございます。この報告会では、駅周辺の幅広い年代のご意見を伺うとともに、アンケートにご回答いただいた約5割の方からは、このしもたかブックについて理解できたという前向きな回答を頂くことができました。しもたかブックについては以上でございます。

なお、担当課といたしましては、今回、この協議会さんが作成しました、しもたかブックの考えや方向性を尊重して、まちづくりルールとして登録することで、まちづくりの目標実現に向けたサポートをしてみたいと考えております。

恐れ入りますが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいま説明された内容につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員

まず1つは、私は個人的にこういうまちづくりに大変興味があるものですから、細かくご説明いただきましてありがとうございました。

それで、このしもたかブックの14、15ページにこれからのスケジューリングみたいなのが書いてあって、非常に広範囲な活動で、なかなか時間がかかることだとは思いますが、一方で、ソフトとハードに「まず取り組むこと」ということで、いろいろ項目別を書いてあるんですけども、これはどのぐらいの期間で取り組むか、話として出ているのかどうか。

といいますのは、やっぱり長い事案だし、行政も巻き込んでやらなくちゃいけないことは分かるんですが、一方である程度時間軸を区切っていないと、なかなか簡単には実現しないものじゃないかなと思ったので、多分時間軸を置くことによって、ある意味では活動する皆さんの気持ちの高揚につながるんじゃないかという点で、この時間軸に関してどう考えているのかひとつ教えてください。

それからもう1つは、これは意見みたくなっちゃうんですけども、この内容を読んでいまして、今、コロナ禍の中で非常に人が出にくいとか、接触しにくいということで、この人とのつながりとか、ふれあいは非常にいいことだし、商店街とコミュニティをうまくつなげていくことは大変いい流れかなと僕は思っていたんですが、一方で、下高井戸の一丁目から五丁目を見ていると、人

口は増えているんだけど、単身世帯が増えていて、高齢化が進んでいるとなると、ここの施策に入っているのは、人が集まって、にぎわいを作って、商店街もハッピーになろうと。で、コミュニティ活動につなげていこうというコンセプトだと思うんですが、逆に高齢化で外に出ることができない人、行きたいんだけど行けない人、そういうところの見守りの機能強化みたいなものが商店街とコミュニティでできればいいなと思って見ていました。

というのも、世田谷区の商店街連合会のフラッグに「笑顔で見守る商店街」という旗がかかっているんですよね。やっぱり見守りというのは、来てもらう人を見守ると同時に、家から出られない人とか、高齢者とか、もしかしたら身体的な問題があって、なかなか動けない方に関しても商店街がうまく絡んでいく。これは、民生委員なんかやっているサポート機能をうまく商店街とか、物のデリバリーとかに組み合わせれば十分可能じゃないかなと思っているんです。ただ、これは正直言って商店街だけじゃできないので、行政もうまく絡みながら、そういう人たちのケアもお願いできるといいなという思いを持って見た次第です。以上です。

鉄道立体担当課長 先ほどのご質問につきまして、1点目、この取組に対する時間軸に対するご質問だと思いますが、いろいろ取組の内容も多種多様にわたってございまして、長期的な取組、例えばご覧いただいています15ページの右のほう、この実現方法例として、地区計画や共同化、再開発がございまして、こういったところの対応については、ある程度住民の皆様の合意形成、あとは行政による手続等々に時間がかかりますので、これは数年単位、あるいは再開発についてはもうちょっと長期的な取組になってくるものと考えております。

また、地域のコミュニティづくり等々、左のほうにも書いてございますが、その中でも、例えばすぐに取り組めるような内容があれば、取組の中にはまちの中にベンチを置けるかどうかといった取組もございまして、先に対応できそうなものについてはそういった時間軸で対応したいと考えてございます。

2点目の地域のご高齢の方の見守りに対するお答えですが、こちらはおっしゃるとおり、しもたかブックは商店街を軸とし、まちに皆さんが出ていかれるようなところを1つのイメージとして捉えて作成いただいているかと思えます。これをきっかけとして、地域の横の連携といったところが、地域の商店街さんもそうですし、町会さんもそうですが、そういったつながりが生まれますので、これらのつながりを活かして、今後の見守りのところにも生かせるよう

なきっかけになればといった考えもございます。以上でございます。

委員

どうもありがとうございます。時間軸はできるものからどんどんやらないと、やっぱり項目が多いので、ぜひともそれを進めていただきたいなと思いました。

それから2番目の件は、これから本当に買い物難民じゃないですけども、身体的に出られない人が増えてくるのは、多分これは行政が絡まないといけないと思いますので、ぜひともフォローアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

会長

ありがとうございました。

ほかにご意見、ございますか。

委員

杉並環境カウンセラー協議会のものです。1～2点ご質問させていただきます。

まず、下高井戸の地域なんですけれども、私は永福二丁目に住んでおりました、よく買い物等で永福町の駅のほうだけでなく、下高井戸の駅のほうまで行って買い物をすることがございますので、地域についてそれなりによく知っているところなんですけれども、まず第1点、このしもたかブックができてくる背景として、下高井戸の駅が京王線の高架の予定がされていると思うんですね。あそこは踏切があるわけなんですけれども、いつも遮断する時間が長くて、あかすの踏切ではないんですが、困っているところがありました。それを解消するというこもあつて、高架の計画がござひます。その流れとして、このまちづくりの計画も出てきているんじゃないかと思うんですけども、それとの兼ね合ひですね。それとどう関係してくるのかということが1点です。

それからもう1つは、世田谷区との境界になっているところで、商店街としては杉並区の部分と世田谷区の部分と両方まざつているといひますか、境界部分になっていますので、世田谷区の計画との整合性といひますか、その辺はどのように図られているのかなど。その辺のこをお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

鉄道立体担当課長 連立事業としもたかブックとの関係性ということで、街づくり協議会さんが平成18年に設立されていますが、それは連立事業が動き出す前でございます。ただ、連立事業についてはまちづくりに大きな影響があるということで、こちらのほうも考えた上で、まちづくりコンセプトブックを作られているところでござひます。中には、連立事業が高架となつてござひますので、そちらの高架下の取組ですとか、駅舎の利用の仕方についても、今後いろいろまちづくりの

中でも検討していくものと伺っております。

続きまして、世田谷区との関係でございますが、こちらのコンセプトブックを作るに当たってもそうですが、街づくり協議会以外としましても、杉並区と世田谷区区の職員、あとは住民の方、これらの方々が一緒になって協議会に参加したり、勉強会をしたり、あとはコンセプトブックを作ったりしております。今後も両区の境がちょうど真ん中の近くでございますので、一体となって地域の皆さんとともに今後のまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

委員 では、ブックにつきましても、世田谷区のほうとも連携を図って作っているんだということよろしいのでしょうか。

鉄道立体担当課長 そのとおりでございます。

会長 それでは、次に質問をお願いいたします。

委員 本日はありがとうございます。ただ今の委員と似た点も含まれるんですけども、3点ほど質問がございます。

まず1点目なんですけれども、まさに世田谷区の連携というところでして、先ほども対象区域図を見ると赤線と青線という、駅周辺で隣接しているところなので、連携が必要だし、今お話しいただいたとおり、連携はしているというお話は伺いました。

ただ、ブックレットのほうの16ページを見ますと、街並み誘導型地区計画を入れるというふうに書かれてございます。この街並み誘導型地区計画というのはすごく息の長い形で誘導していくものになりますので、やはり杉並区単体ではなかなか同じ連続した街並みが形成されないと理解してございます。なので、お話としては協議会レベル等で連携されているということなんですけれども、やはり地区計画の連携が恐らく核になるんじゃないかなと思っておりますし、そういったものを世田谷区と一緒に枠組みを作ってやっていただけると、とてもいいのかなと思いました。

2つ目も地区計画に関わる話なんですけど、こちらはまちづくり景観審議会です。地区計画は恐らく都市計画審議会がメインとなってお審議されるのだと思ってるんですけども、3つ目の質問にもかぶるんですけど、私が規定のたぐいであるとか、あるいは冒頭ご説明いただいたところを十分理解していないせいでもあるんですけども、この案件がまちづくり景観審議会の審議事項としてかかっている趣旨、理由について十分把握できないところでございます。

恐らく都計審とは異なる役割を期待されて、ここの審議事項としてかかって

いると思いますので、いま一度その趣旨をお話しいただくのと、あとは2つ目の質問に戻りますけれども、そこを踏まえた上で、都市計画審議会との連携をこのまちづくり景観審議会がどのように図りながら、この点について検討を今後進めていく予定なのか、そういったところについてお話を伺えたらと思っております。以上です。

管理課長

最初に、私のほうからはまちづくりルールの登録制度についてお話しします。参考資料で本日お配りしてございますが、まちづくり条例と施行規則の抜粋をつけてございます。その17条に、まちづくりルールの登録に当たっては、まちづくり景観審議会の意見を伺った上で登録することができるということになります。

このまちづくりルールなんですけれども、都市計画の例えば地区計画という、都市計画法で定められる制度とは違いまして、もうちょっと法に定めのない緩やかな部分、こういうまちになったらいいね、あるいはまちとしてこういう取り決めをして、こういうふうなまちにしていくんだというところで、緩やかなルールを認めるものが必要なのではないかとということで、このまちづくりルールの登録ができてございます。

都市計画審議会との関係でございますけれども、法にのっとらない制度というところで、これがさらに発展していきますと、例えば地区計画だったり、そういうところでの動きになれば、それは当然、都市計画の域になりますので、そちらでのご審議となります。

鉄道立体担当課長

1点目のご質問の世田谷区との連携についてでございますが、これまでもこういったコンセプトブック、明日のしもたかブックを地域の皆様にお示しする段階で、活動報告会や地域の懇談会をさせていただいております。その中でも地区計画について触れてございます。その会自体も、世田谷区さんと我々杉並区と一緒に入らせていただいて、おのおの各区にお住まいの方々に説明してございます。今後もそういった共催といいますか、連携した取組についてもますます強化して、地区計画に向けて検討を進めていきたいと考えてございます。

また、2点目のルールにつきましては、具体的な内容としましては、今回のコンセプトブックは現段階においては街づくり協議会さんで作成されたものでございますので、公式に区からお配りしたりはできない状況でございます。今回、まちづくりルールとして登録されますと、杉並区からも下高井戸の街づくり協議会さんがこういった取組をされていますよと、区から直接地元の皆さん

にもご紹介することが可能となります。そうした趣旨でございます。

まちづくり担当部長 私から1つ目の地区計画のご質問でちょっと補足させていただきたいと思
います。

ご懸念の点は、本来、地区計画は区が定めることとなりますが、区をまたい
だときにどうなるのかというところがご懸念なのではと思います。

これに関しては、今回の場合ですと、基になっている議論の場は街づくり協
議会がありまして、それはもう両区にまたがって活動されていると。そこであ
る程度決められたものが地域のルールである地区計画の基礎になっていくのだ
と思います。その共通の議論の場で決まったものをもとにそれぞれの区で都市
計画手続を経て地区計画として定めていく、そういうことになれば、おのずと
区をまたがっても近い地区計画が成立するのかなとは考えております。

委員

ありがとうございます。すごくよく分かったのと、1点だけちょっと補足で
申し上げますと、私としましては街並み誘導型地区計画だと、例えば高さ制限
みたいなものも入れたりすることができるものでして、よくその事例として、
北口と南口に分かれていて、北口は地区計画を作ったけれども、南口だけ高い
建物を建てられてしまって景観が害されたとか、そんな話になってしまうと、
せっかく自分たちが頑張っって一定の高さ制限を甘受しながらまちづくりを進め
ていこうとしたものが台なしになるケースも見られるものでして、そういう趣
旨で今お話を伺いました。

今お話しいただいたところで、きちんと協議会同士が連携し合っって、それが
ベースになって地区計画が作られるのであれば、そういったものも杞憂になる
と期待できるかと思いましたので、よく分かりました。ありがとうございます。

会長

よろしいですか。では、委員どうぞ。

委員

周辺の地図を見る限りにおいて、今回の対象区域と周辺は、木造密集地帯ま
ではいっていないんですが、かなり過密の状態ですよね。こういう状況は区内
において全て共通したことだろうと思うんですけども、こういう過密の地域
における駅前の防災上の観点から見た対策、考慮はどういうことをしたらいい
かどうかというのは、私も阿佐谷に住んでいて非常に思うんです。やはりオー
pensペースを駅前の広場にできるだけ多くとって、それが確保できないので
あれば、周辺の松沢小学校とか、大学とか、いろんな大型の公共施設と連携を
とりながら、できるだけオープンスペースを確保する必要があるんじゃないか
と思います。

ただ、このぐらいの区域の中では、首都直下型地震とか、いろんなこともありますけれども、この辺の区域だけではとても避難広場としては成立し得ないようなスペースだと思うんですね。こういったどこにでもあるようなパターンだと思うんですけれども、防災上の観点から、防災力を高めるというのは非常に結構なことなんですけれども、できれば具体的にどういう数的な根拠でもって、このぐらいのオープンスペースを確保しなければいけないのかとか、そういうことについて何かありますか。

鉄道立体担当課長 防災的な観点から申し上げますと、具体的な数値については今のところ上がってきていない状況ですが、まず広域避難場所としては、1つは甲州街道の北側の明治大学のスペースがあると。あと、おっしゃるとおり、甲州街道の南側には日大の文理学部がございます。

ただ、現状、そういった箇所がありますが、今回のまちづくりのイメージの中で駅前広場を造りたいというところもございまして、世田谷区でも基本構想を駅前広場については打ち出しております。そういったスペースを今後も新しく造っていくことで、駅周辺の方々の避難のスペースにも資するような検討を進めているところでございます。

委員 ありがとうございます。いろんな大学とか、小学校とか、キャンパスを利用するのは大変結構だと思うんですけれども、そこへ避難で行き着くまではこういう過密地帯を通過しなきゃいけないわけですね。その辺のところはどうですか。

鉄道立体担当課長 道路の拡幅等々についてでございますが、一部、杉並区のほうでも主要生活道路といった位置づけがございます。この資料1の対象区域図の赤いエリアの一番西にある赤い点線がまさにそうですが、その位置が主要生活道路という位置づけでございまして、将来的に道路の拡幅をして、より避難しやすくするような位置づけがございます。

あとは、この商店街も結構人通りがあるところだとは思いますが、今後の街並み誘導型地区計画等との検討の度合いによっては、建物を道路の境界からお下がりいただいて、その分、容積率の緩和をするなどして、そういった歩行者の動線の確保等々も今後検討していきたいという観点もございまして、道路等の拡幅については様々な活用できる手法があれば、それについて検討を進めていきたいと考えております。

会長 ほか意見はございますか。

委員

ご説明ありがとうございました。私からは1点感想、2点意見ということで述べさせていただきます。

まず1点目は、このような2区にまたがるものを本当に協議会さんと2区の職員の方と協力し合って、ここまで分かりやすいものをまとめ上げたのはすごく素晴らしいなと思いますので、ぜひその力を今後も生かしていただけるとすごいいいことだなと思います。なかなかできることじゃないと思います。2つの区でこれだけまとめるというのは、

その上で、2点、意見なんですけど、まず1点目は、京王電鉄さんとの関係というか、高架のスケジュールがもし分かっていたらということと、どのような関わりを企業さんがされるのかが非常に大事ななと思ひまして、高架になるということは、その分、空間が京王さんのほうにできるということですので、先ほどから出ているように、もっと企業を巻き込んでいけるといいかなと思います。この出ている中にも、壁面緑化をすればかじゃなくて、ちゃんと空く土地にオープンスペースなり緑化のスペースを設けていただけるように、なるべく早い段階で、ソフトも含めて京王さん、企業さんに入ってもらえると、すごい力になるんじゃないかなと思ひました。

1点目が企業の協力ということで、2点目は区として何ができるかということで先ほどから出ていますが、私も緑が少ないとか、オープンスペースがちょっと少なめかなと思ひたので、できれば今ある公共施設をできるだけ生かしてオープンスペースを確保できるような協力、この協議会で作ったものを参考にして、少しでも何か公共施設で貢献できるような建替えであったり、ちょっとした道路のセットバックがあったり、無電柱化をやってほしいみたいな話もあるので、そういったところで区さんが協力できることは、細かいところでも少しずつ積み上げていただければと思ひました。

質問としては、高架下のスケジュールがもし分かっていたら教えていただきたいということです。以上です。

鉄道立体担当課長 高架下のスケジュールでございますが、ちょうど今月、京王電鉄さんから連立事業自体の工期の延伸についてお話がございました。当初、来年度末の令和5年3月31日が工期だったのですが、8年延伸ということで、令和13年3月31日で工事、高架化が完了するというお話がございました。高架化についてはそういったスケジュールになっていますので、高架下の利用についても、そういったスケジュールをにらみ、京王電鉄さんとも逐一お話し合いをさせてい

ただきながら、地域の皆さんのご意見も頂いて進めていきたいと考えてございます。

あとは、みどりと無電柱化についてでございますが、おっしゃるとおり、みどりに関しても区全体としても取り組んでいる内容でございます。「下高井戸駅周辺地区まちづくり方針」を平成 25 年に杉並区としても策定しているところでございます。こちらの中でも、緑化についてみどりのネットワークづくりを進めるですとか、緑化に努めて、みどり豊かな街なみ形成を進めるといった方針を策定して、建築等々をされる皆様方にも周知をしているところでございます。

無電柱化につきましては、現状の技術ですと、基本的に道路の幅員が一定以上必要となっておりますので、一部都市計画道路、側道等々もございますが、そういった道路の整備に合わせて、できることがあれば対応について検討していきたいと考えてございます。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、次、委員、お願いいたします。

委員

今日はありがとうございます。皆さんが何回かお話しされていた世田谷区との連携の話なんですけれども、ここまでまとめられたのは本当に素晴らしいことだなと思うんです。ただ、これを見ても、杉並区範囲のところが主に書かれているんですが、やはり世田谷区範囲のところもかなり多い。特に駅前周辺は世田谷区となっているわけです。

なので、これが例えばルールとして杉並区でお墨付きを頂いたとなった場合に、世田谷区の状況はどうか。それから、こういうことができるかどうか分かりませんが、本来であればこのルールブックが世田谷区、杉並区協働でできている、両方に同じように登録されているのが理想なのかなと思うんですけれども、その辺は難しいのかどうかということが1つです。

それから、呼び方として、まちづくりルールというのを最初私は勘違いしていたんですけれども、ルールといっても、これは協議会が作ったものを区が認めますよというくらいのもんですね。そうすると、今度、ここでルールといっても、まだ具体的なものは決まっていないうんですけれども、これから決まってくるルールも全て区としては認めますよということになるのか。それもいろいろ地区計画とかが絡む場合は別だと思うんですけれども、その辺のニュアンスが知りたいというのが1つです。

それからもう1点は、各駅でこういった協議会は確かに開かれてきているんですけども、ここはすごい進んだんだけど、ほかのところは今どんな状況になっているんでしょうかというのを参考に知らせていただけると。例えば、私の地区は井荻という西武線沿線なんですけれども、ほとんど何もやっていない状況にあるようなんですね。その辺は区としてはどのようにお考えなのか、ちょっと教えていただければなと思います。よろしく願いいたします。

鉄道立体担当課長 1点目の世田谷区でのルール化についてでございますが、世田谷区のほうでも、区民まちづくり協定というものがまちづくり条例の中で制度化されてございまして、2点目のご回答にも通じますが、このまちづくりのルールブック、「明日のしもたか」について区としても周知できるというところを世田谷区のほうも歩調を合わせて行っていく、そういった形で進めているところでございます。

3点目のほかの駅の動向でございますが、委員のおっしゃる西武新宿線では、上井草駅の方を含め連立事業の事業認可に向けて今取り組んでおり、都市計画決定がされたところでございます。片や井荻の東側の区間、野方から井荻区間についてはまだそういった都市計画決定がなされていない状況でございます。

井荻についてですが、こちらは駅前の環八と鉄道の立体化が完了しているところもあって、高架の対象にはなっておりません。ただ、長期的な課題としてバスの通行、商店街の中を走っていたりといった課題については認識してございますので、こちらについて主に長期的な課題として捉えて、今後も検討を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

管理課長 まちづくりルールの内容でございますが、ルールの内容は様々ございまして、例えば建築物に関係した制限だったり、今回はまちの将来像や方向性というところでの内容と区で受け止めております。ただ、その制度がより細かい部分に触れますと、例えばルールの変更だったり、あるいはそれは新規になるのかというときは、その都度判断して対応していきたいと考えております。

会長 よろしいでしょうか。

では、副会長、どうぞ。

副会長 今回は諮問案件になっていると思いますけれども、諮問に当たって、まちづくりルールの登録申請ということで、区域図と地域の方々に説明した経緯を示す書類で、今回、資料の1と4が添付されていると思うんです。この資料が求められている根拠は、恐らく指定の範囲が妥当な範囲になっているかというこ

とと、このルールの策定に先立って、住民の方々のご意見が十分に反映されているかどうかを我々がこの場で判断する、それに足りる資料ということで、今回、この1と4を出していただいていると思うんです。

資料1の区域図に関しては、恐らく杉並区は区境と道路界でエリアが確定されているので比較的分かりやすいんですけども、世田谷区側は必ずしも道路界ではなくて、恐らく道路に面している1宅地とか、そういう取り決め方をしているようにも見えるんですが、その辺りがちょっとこの尺度では見えてこない。この図面にスケールも入っていないので、どれぐらいの規模感なのかが、よく地元を分かっている方だと問題ないのかと思いますけれども、もう少し区域図については、具体的にどこが境界になっているのかが分かるような尺度で示していただくほうがよかったのではないかな。これは今後、こういう機会があるときにぜひお願いしたいのが1点です。

それから、資料の4に関して言うと、このエリアでは15年ほどの活動実績がある中で、様々な意見交換がなされたと思うんです。その意見交換の集約の結果がこのオープンハウスであるならばいいのですけれども、それにしてはちょっと住民の方の意見が割とさっぱりと扱われているような印象があって、この資料で言うと、このA4の半分ぐらいのところがその意見に該当するところで、もっと恐らく多様な意見があったのではないかなと思います。

それを我々も知った上で、このガイドブックがあるということを理解したいわけですし、この意見に関しても比較的厳しいものもあって、その厳しい意見が今のガイドブックに反映されているのか、この意見は意見として受け入れて、今後、反映させながら活動を展開していくのか、その辺りがちょっと見えてこなくて、意見は意見ということで記載されているだけで、それがこのガイドブックにどう反映されているかというのがちょっと分かりにくいので、特に後段の件は少しご説明いただきたいと思います。

鉄道立体担当課長 1点目の範囲について、こちらに詳しい記載がなく、失礼いたしました。この世田谷区の青い範囲についてでございますが、道路がございまして、そこから20メートル程度のところの範囲を想定してございます。今後、そういったところを十分分かりやすくしたいと考えております。

2点目のこれまでの意見につきましても、今回お示ししたのが資料4の令和2年度のオープンハウスの結果だけということで、こちら申し訳なく思っております。このコンセプトブックの作成に当たっては、令和元年度あたりから

いろいろ地域の住民の方、あと商店会振興組合さんから、「しもたかGO」といった考え方をお示しいただきながら作ってきたところがございます。これまでの経緯の中で、十分ご意見についてはお話をさせていただいたところではございますが、この表示の仕方についても、今後気をつけて対応していきたいと考えております。

委員

先ほどご質問させていただきました、下高井戸駅の高架とこのブックとの関連で追加質問なんですけど、このブックの中の11ページ「駅前広場と高架下の一体利用を図る」ということで、高架になったときの案がA、B、C案と3つ紹介されております。これは、街づくり協議会のほうで考えられた案なのか、あるいは京王電鉄さんのほうで出されている案なのか、あるいは区のほうが何かご意見をつけたものなのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

鉄道立体担当課長 ご指摘のブックの11ページの駅前広場についてでございますが、世田谷区で駅前広場の基本構想を平成21年に策定し、A案に「駅前広場」と上のほうに囲ってあるところがございますが、これは現在の市場に当たるところでございます。基本的にはそのあたりを駅前広場と想定し、検討しているという状況でございます。

そこに加えて、街づくり協議会さんの案の1つとしまして、B案、C案で、世田谷区の駅前広場の区域に加えて、ほかのエリアも今後進めていけないかというところを考えられた結果と認識しております。

委員

この案が最終的にどうなっていくかということは、何か見通しとございますか、杉並区としては高架化をしたときのまちづくりに関してはどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、ちょっとその辺もお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

鉄道立体担当課長 駅前広場のエリアについては、世田谷区の区域の中で考えられてございます。杉並区としましては、駅前広場ができると、人もそうですが、バスなどの動線もおのずと駅前に必要になってくるのではないかと考えているところでございまして、その駅前広場の今後の検討次第ではありますが、駅前広場にアクセスしやすいような道路づくり、そういったところで協力とございますか、バックアップしていきたいと考えてございます。

会長

あと、よろしいでしょうか。ほかにご意見はございますか。

それでは、大体意見もそろったようですので、いろいろとご意見を頂き、あ

りがとうございます。ほかにご意見等がない場合はこれで質疑を終了します。
いかがでしょうか。

それでは、この審議事項について原案どおり承認するという事で異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、異議なしということで承認いただきましたので、この案で答申することといたします。

続きまして、報告事項の1件目ですね。杉並区景観計画の改定方針について、事務局から説明をお願いいたします。

管理課長 それでは、私のほうから杉並区景観計画の改定方針について説明いたします。

その前に、景観計画の内容と関連することですので、前回の審議会におきまして委員からご質問を頂いた件について併せて説明、その後、景観計画の改定についての説明ということで、時間としては15分強の時間になるかと思いますが、ご容赦ください。

最初に、事前協議と届出における審議会の関わりについて、林委員からご質問を頂きました。本日、席上に配付しております資料で説明いたしますので、別紙1をご覧ください。

別紙1は景観計画の49ページを抜粋したものでございます。事前協議、届出の流れを示したものです。事前協議、届出ともに、主に建築物の新築、増築、改築などを対象としてございまして、ただ、事前協議におきましては周辺への影響を鑑み、その規模が大きいもの、規模としては延べ面積が3,000平米以上のもの、そして、公共施設を対象にしてございます。

裏面の別紙2をご覧ください。こちらが景観専門部会でご審議いただいている事前協議の対象を示したものでございます。①が延べ面積3,000平米以上の建築物、そして、②で公共施設ですね。公共施設につきましては、その施設区分ということで、対象行為を表に載せてございます。記載のとおりとなっておりますので、確認してください。

別紙3をご覧ください。事前協議の流れでございまして、月1回程度の頻度で景観専門部会が開催されてございまして、その場合に協議者が出席し、委員との質疑応答、ご審議、意見などを頂いてございます。

右側のほうを見ていただきたいのですが、部会での意見を事業者にお伝えし、事業者は意見への対応報告を回答するようになります。この対応報告を部会の

委員の先生方が確認して、部会としての答申を頂いて、問題がなければ事前協議は終了となります。

もう一度別紙1にお戻りいただきたいのですが、ここまでが上段の事前協議の部分となります。ちなみに、令和3年度の審議実績は36件となっておりまして、どんな案件だったかにつきましては報告案件の2番目の部会報告でご説明したいと思います。

下段の部分になりますが、これは事前協議になったものが届出に移行する。あるいは規模の小さい建築行為等がその届出の対象となりますので、そういうものがかかってきます。具体的には、川沿いの景観形成重点地区では全ての建築行為が、そして、それ以外の一般地域では高さが10メートル以上、または延べ面積が1,000平米以上の建築物の行為が対象となってきました。通常は届出が出されて、区が審査をしまして、受理通知を出しているというふうに、主に太い矢印の流れとなります。

前回のご質問は、区の審査の右側にあるまちづくり景観審議会の審議の部分だったかと思えます。これは、これまで区の審査で難航したりとかして、審議会に諮問して事業者へ指導、または指導後、審議会にかけて勧告とか、変更命令に至ったケースというものは今のところございません。ただ、そういう流れを作っているということを示しているものでございます。

続けて、景観計画の改定のほうをご説明させていただきます。資料の1をご覧ください。

前回の審議会で、区では景観計画の改定を予定していますということをお伝えしました。今回、区としてこの景観計画の改定に当たり、改定の方針を定めましたので、ご報告をいたします。

区の景観計画は目標年次が令和3年度であること、そして、今般、区の新しい基本構想が策定されたこと、それを受けて、まちづくり基本方針の改定作業などが行われてございます。そういうことから、景観計画についても改定を行います。

1、改定方針でございます。平成22年度に策定され、一度改定はされてございますけれども、改定から10年が経過するため、これまでの取組を検証した上で必要な見直しを行います。また、各地区のまちづくり動向にも変化がありますので、それら動向を反映した計画といたします。

冒頭申したとおり、区の基本構想の策定、そして、まちづくり基本方針の改

定作業が行われておりますので、それらに即した計画にすることと、環境基本計画とか、都の景観計画などとも整合性を図ってまいります。

2番目、目標年次でございます。基本構想等との整合性を図るため、令和12年度とします。その間、社会情勢などの変化があれば、必要に応じて見直しを行ってまいります。

3、改定の進め方ですが、庁内にまちづくり基本方針の改定に当たって検討組織が設置されてございます。その下にあります部会において検討などを行ってまいります。併せて有識者の方、区民代表の皆様方からの意見反映という部分で、このまちづくり景観審議会や都市計画審議会の委員の皆様から意見聴取を行います。

4、改定のスケジュールでございますが、令和4年3月、本日ですが、景観計画の改定方針を本審議会に報告させていただいております。その後、4月から9月頃までにかけて、区で改定作業や景観審議会での意見聴取などをさせていただきまして、10月から11月頃に計画案を報告できるように進めてまいります。

そして、12月は区民等の意見提出の手續、パブリックコメントを実施しまして、翌年1月に本審議会、都市計画審議会へ諮問・答申、2月には改定した計画を議会へ報告できるように進めてまいりたいと考えてございます。

資料1-2をご覧ください。こちらは、前回の審議会での区の景観への取組状況として景観計画を基に報告させていただきましたが、その景観計画の概要をまとめたものになります。将来像は「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』」です。基本理念は記載のとおり4つございます。

また、景観特性としては、生活的要素、自然・歴史的要素、公共的要素の3つに分類され、それぞれの要素には、生活的要素では住宅地、にぎわいの文化、自然・歴史的要素には水とみどり、歴史的文化、そして、公共的要素では鉄道、道路、公共施設の特性があること、併せて地域としては7つのエリアに分けて景観特性を示しているということを前回お話ししたと思います。

資料の中ほどになりますけれども、取組として、区では区内全域を景観形成地区として定めてございます。特に重点的に景観づくりを進める地区を景観形成重点地区として定めてございまして、こちらは玉川上水だったり、善福寺川、神田川、妙正寺川の川沿いということで、景観形成重点地区として定めてございます。それ以外の地域を一般地域としてございまして、建築物の新築・改築

の際、届出によって、良好な景観形成のための規制誘導を図ってございます。

右側になりますけれども、こちらが区独自の取組ということで、大規模建築物の事前協議があります。また、普及啓発、モデル地区での景観づくりがあります。そして、法に定める景観重要建造物や樹木の指定などに取り組んでございます。以上が景観計画にはどんなことが記載されて、どんな取組をしているのかというところの概要になります。

さらに、景観計画の改定に当たりまして、上位の計画で先ほど区の新しい基本構想が策定されたということをお話いたしました。資料をつけてございますので、その概略についてお話をいたします。

資料2の1ページをご覧ください。

基本構想は、区の将来の姿、進むべき方向性を描くものでございます。区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるべきもので、この期間の設定はおおむね10年程度でございます。

6ページ目をご覧ください。

基本理念を「認めあい 支えあう」、「安全・安心のまち つながりで築く」、「次世代を育み 引き継ぐ」の3つとして、7ページ目に区が目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」としてございます。

そして、8ページ目には、分野ごとの将来像と取組の方向性を示してございます。景観に関して言えば、2番目、3番目のまちづくり・地域産業、そして、環境・みどりの分野に関わってくるものでございます。

まちづくり・地域産業では、9ページをご覧ください。

「取組の方向性」の(1)ですね。「多様な機能と魅力がある多心型まちづくりを進める」。3つ目の○でございしますが、「区と区民、事業者等が連携して住宅都市杉並の魅力や価値をさらに高める」という中に景観が含まれてございます。

また、環境・みどりについては11ページを見ていただきたいんですが、「取組の方向性」の(3)「みどりや水辺を育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを進める」が景観と関わってきます。

本日は細かいところまではお話しできませんけれども、基本構想につきましてはお時間のあるときに資料をご覧いただければと思います。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、新基本構想が策定されて、それを受けて、区では10年を見据えた計画である総合計画、そして、直近の3か年の計画であります実行計画を

作ってございます。資料3は、これまでの総合計画・実行計画と、新しく基本構想ができて、今回策定された総合計画・実行計画の内容を対比したものとなります。

新しい総合計画では、上の四角の枠の中に記載の「課題」を「住宅都市としての価値をさらに高めるため、杉並区に住み又は訪れる誰もがまちなみに美しさや落ち着きを感じられるよう良好な景観づくりを推進することがもめられる」とし、「目標」につきましては「居心地がよく、魅力的なまちなみが形成されることによって、住宅としての価値が更に高まっている」としました。

この目標値は、「まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合」としてございまして、令和12年度までに90%と設定してございます。

すみません。先ほどの資料3のところ、ちょっと訂正をさせていただきます。対比をさせてもらったものの右側、「令和3年度」なっておりますが、「令和4年度」ですね。失礼いたしました。

下の枠のほうを御覧いただければと思います。直近3カ年の計画では、景観計画の改定、運用、普及啓発に取り組むとしてございます。

以上が区の基本構想だったり、総合計画・実行計画のところの説明になります。

少し長くなりますけれども、次にまちづくり基本方針について触れていきたいと思っております。資料の4をご覧ください。

まちづくり基本方針につきましては、都市整備の部門の大本となる方針でございます。現在、改定作業を行ってございまして、ここでは今のまちづくり基本方針について概要版を用いて説明いたします。

表面に基本方針の目的、性格、骨子が記載されてございます。前の基本構想を受けて、平成25年に策定された方針でございます。そのときの都市の将来像、目標、そして、その実現のための8つの分野別方針、7つの地域別方針から構成されているものでございます。中面には7つの地域別方針のあらましが、裏面には8つの分野別方針のあらましが記載されてございます。

このページの下から3番目に景観まちづくりの方針がございまして。景観法を活用した景観まちづくりの推進、景観施策の展開による杉並らしい景観の醸成、景観モデル地区等での景観形成の推進が主な景観まちづくりの取組内容となっております。まちづくり基本方針の目標の実現のため、欠かせない分野の1つの方針となっております。

今回、このまちづくり方針も改定に着手してございますので、それに即した計画に景観計画も改定する必要があります。

もう1つ、区の計画の動きで、環境の分野の計画、環境基本計画についても、現在、改定に着手しているところでございます。

資料の5をご覧ください。

こちらにつきましては、改定の途中ではございますが、区民の意見提出手続を行うに当たっての環境基本計画の概要となっております。

景観に関する部分では、右側の中ほどの下になりますが、基本目標Ⅳ「区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる」の指標、「まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合」、そして、「主な取組」では、3つ目の○になりますけれども、「河川やみどり、歴史や文化などの各地域が持つ特性を生かした景観づくり」となります。

さらにその上の基本目標Ⅲも関わってきます。「自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる」というところが関わってくるかと思えます。

次に、資料の6をご覧ください。こちらは東京都の景観計画となります。

東京都は、平成19年に景観計画を策定してございまして、平成29年の9月に「都市づくりのグランドデザイン」が策定されたことに伴いまして、平成30年に景観計画を改定してございます。

主な改定内容でございますが、これまでの5つの地域区分を4つの地域区分にしたこと、そして、「夜間における景観の形成に関する方針」を追加、景観重要公共施設の追加などが都の景観計画の主な改定内容となります。

杉並区は、環状七号線の内側、外側にまたがり該当しますので、これで言いますと、中枢広域拠点域、新都市生活創造域というところに該当します。ですので、そういうところの視点だったり、2ページ目を御覧いただきたいんですが、スライド番号4というのがあります。これは、東京都の景観計画の概要を示したものです。

その景観計画の概要の中の3ページ目、スライド番号5の第4、「良好な景観の形成に関する方針」の区の部分になります。「水や緑と調和した潤いのある住宅地の形成」、そして、その下になりますが、第2章の「届出制度による景観形成」というところで、(3)「神田川景観基本軸」、(4)「玉川上水景観基

本軸」とありますので、区がこれから改定をするに当たっては、これらと整合性を図ったものとする必要があります。

次に、杉並区は水とみどり、そして、住宅地をベースに景観計画を策定してございます。他の区ではどんな特性をベースに、いつ頃計画を策定し、いつ頃計画を改定しているのかを分かる範囲で調べてまとめたものが資料7になります。例えば5番の文京区では坂だったり、6番の台東区、7番の墨田区では下町だったり、8番の江東区では水辺や臨海部などの景観特性を掲げた計画となつてございます。

こちらの資料につきましては、今後、改定作業の参考になればということで策定したものでございます。

長くなりましたが、以上が区の景観計画の改定方針並びに改定方針に係る計画の状況等を報告させていただきました。

会長

ありがとうございました。

ただいま説明された内容について、質問や意見等がございましたらお願いいたします。

副会長

ご説明いただきましたところで、関連計画、上位計画の改定があつて、それを今回の景観計画の改定に反映していくというところはよく分かつたんですけども、景観計画は大きく方針的な部分と具体的な個別の建築物等に対するルールの適用という運用の部分があると思うんですけども、恐らく説明をいただいた内容は、方針部分、前段の改定に当たる部分だと思うんです。

一方で、この改定方針の中では、「これまでの取組を検証した上で必要な見直しを行い」と書いてありまして、この部分は恐らく今までの運用の仕組みですとか、基準の内容だとか、そういうところを少し見直さなければいけないようなところがあるのかなという印象もあります。そう考えると、半年でそれを全てやるのはなかなか難しいことなのかなという気がしますので、その辺りをどのようにやりくりするのかを教えていただきたいのが1点。

あと、資料7のところで周辺区を取組をご紹介いただいておりますけれども、景観計画というのは、多くの場合、景観計画の本編とそれを補完するガイドラインのようなものが連動して動くというところがあつて、本編の改定はなかなかやりにくいんですけども、ガイドラインのようなものは比較的作りやすく、実際にはそれを根拠に景観計画を運用しているというやり方が主体になっていると思いますので、そういうツールの充実というのもこの改定の中で少し

念頭に入れられるといいのかなと思います。

例えばこの1番の千代田区は、令和2年3月に景観計画を策定しましたがけれども、もともと千代田区は景観の取組があったわけですがけれども、法制度を活用した景観計画がなかなかできない状況があって、その中でようやく念願の景観計画が策定できたということがあります。例えばツールとして、屋外広告物の景観誘導のためのガイドラインというのは非常に充実したものがありますし、平成10年の当初から持っていた景観ガイドラインも時代に即した新しい内容に改定して、多くの事業者さんが参考にできるようなものに改めていったり、あと、区の特長でもありますけれども、外国人の土地所有者の方が多いので、景観計画の概要版を英訳してパンフレットにしているという取組もあつたりします。

やっぱりそれぞれの区で独特の景観のありようとか、景観と事業者さん、区民との関わりが変わってくると思いますので、そういう区の特長に併せたツールづくりも重要ではないかなと感じた次第です。

管理課長

最初の1点目のご質問ですが、期間が半年となりますが、その中で改定作業を進めるのかということのご質問にお答えします。

区では、スケジュール的には4年度中に策定ということを考えておりますので、効率よく改定作業を進められるようにしたいと思っております。その中で、皆さんから審議におきましてご意見などを伺って、反映させていければと考えてございます。

そして、2つ目の本編とガイドラインという形での作り込みはどうかということがございました。この間、取組におきましては皆様に協力していただいて、景観形成のガイドラインができてございます。ですので、改定に当たってはそういうところを少し本編の中に盛り込むような形でもよろしいのかなと思っております。

ただ、ガイドラインにつきましては、バージョンアップとなりますと、また少しこういう部分をという方向性もございますので、それはまた別途審議という形になろうかなと思います。現にある指針については、これまでの話し合いの中でベースになっているところがございますので、そういうものは改定の中に反映できればかなと思っております。

副会長

大体分かりましたけれども、現行のガイドラインも必ずしも個別の、例えば専門部会の中でガイドラインを根拠にした意見が交わされているかという、

必ずしもそうではなくて、逆にそれを超えた議論が多くなされている現状もありますので、そういう具体的な協議の実績等を踏まえて、これはすぐにということではないですけれども、より実効性の高い仕組み、あるいは基準、ガイドラインを作っていただくということも大切だと思いますので、時間をかけずに限られた時間の中でやることと、中長期的にツールを整えていくことと少し区分しながら取り組まれていくといいのかなと思います。

会長
委員

よろしいでしょうか。では、委員どうぞ。

資料5のほうなんですけれども、基本目標Ⅰの「気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる」というのは非常に今日的な話題で、緊急に取り組まなければいけない問題なんですけど、これを数値的に見ていくと、平成30年度は848の目標値とか、いろいろと書いてありますよね。それから、それを827にするとあるんですけれども、2050年に杉並区としてはカーボンニュートラルゼロというのは、もちろん実現できるということでおやりになっているんでしょうけれども、家庭内での取組であるとか、各事業者への指導とか、そういう具体的な取組はどうなんですかね。それが第1点。

もう1つは、区内の緑化ですね。CO₂を吸収するのは、緑化が一番確実な目に見える形の1つだと思うんですけれども、それが今、区の緑化条例は、もちろんみどりを保全するというのも1つあるんですけれども、みどりを創出するという面では、みどりの条例の届出制は法的な拘束力はないわけなんですよね。その辺に対して、今後、カーボンニュートラルゼロを実現するに当たってどういう取組があるのか。逆に言えば、それを補完するというか、積極的なあれじゃないものだと思うんですけれども、どういう取組を具体的にこれからしようとしているのかどうか、ちょっと教えていただきたいんです。

管理課長

今回、資料5をおつけしてございますけれども、申し訳ありませんが、こちらは景観計画をめぐる計画の1つということで、環境基本計画も関係していきますよということでおつけしてございます。

現在、この環境基本計画についてはパブコメをしている最中になりますので、ご意見等はそちらのほうにお寄せいただくことはできます。ただ、2050年までにカーボンニュートラルを目標にしているのかということについては、目標にしているということはお伝えいたします。

委員

分かりました。今、区のほうでその辺の取りまとめをやっておられる部署は環境課のほうになるんですか。

管理課長 環境課になります。

委員 そうですか。分かりました。私も今回、景観ということに関しては直接的な関連がないかなとは思っていたんですけども、関連がないわけではないので、ちょっと質問させていただいたんですけども、ありがとうございます。

管理課長 そして、併せて2点目のみどりの関係もあります。みどりにつきましては、やはり環境分野では関わりのある部分でございますので、その取組についても環境基本計画の中で記載されているものがあります。ですので、環境の中ではみどりのほうも連携してそういう取組ができていますので、その辺もパブコメの内容とかを見ていただければよろしいかと思ます。

委員 具体的にその辺のみどりの創出という面では、年度ごとにはどうなんですかね。どういう感じで増えているんですか。

みどり施策担当課長 杉並区では実際に5年に1回、みどりの実態調査をしており、令和4年度に実施する予定でございます。その上で私どもで所管しているみどりの基本計画がありますので、みどりの実態調査をして、その翌年度にみどりの基本計画の改定作業をする予定になってございます。

先ほどからみどりの創出の件で、建築行為をしたりする場合については、杉並区の場合は全ての建築行為について緑化を指導しているところでございます。それについてはみどりの条例で決めて、年間、建築行為についてはほぼ全てについて届出を頂くような形で指導をしているところでございます。ただ、そうは言っても、まとまったみどりが減る中でいくと、各建築行為によって生まれる緑化余地のある土地全てが緑化できるわけではないので、なかなか厳しい状況にあるというのは現実ではあると考えてございます。

委員 おっしゃるとおりだと思いますね。今現在、例えば令和4年、今年度において、カーボンニュートラルゼロということに対しては、例えば緑化でそれを解消することは当然ながら困難なんですけれども、やはりその辺のギャップがかなりあるんでしょうね。そういう意味からすると、カーボンニュートラルを実現するためのみどりの創出という1つの手法からいっても、どのぐらいの効果があるのかどうか。やっぱり事業者に対して消費電力を減らしていったほうが効果的なんだろうと思うんです。あと、太陽光発電の推進とか、再生エネルギーとか、どんなものですか。

みどり施策担当課長 緑化について、よくカーボンニュートラルの話で引き合いに出される中で、実際に京都議定書の段階で都市緑化であるとか、特に日本は森林国であるので、

緑化状況がどの程度カーボンニュートラルに影響するかという比率を出した場合に、桁が3つぐらい違うんです。実際に10数億のCO₂の量に対して、実際に都市緑化等を含めて、緑化が貢献する部分というのは100万単位ぐらいです。

これまで固定してきている量はそれなりにあるんですけども、新たに生み出すのはなかなか都市緑化では厳しいということです。例えば森林等をもっともっと増やしていくという形で、規模的に相当しないとなかなか貢献しないということは、実際に毎回、毎回、数字を国全体で出すときに、そういった知見を含めて数量等は公表されています。消費している量に対して緑化が追いつく量は非常に微々たるものです。

それであれば、電気なり、CO₂を発生するもとの量を減らしていくほうがより実現性が高いと言われていています。例えば実際に数字が出るのは、各国が何年か前の数字を検証して、その年の数字が出るわけじゃないんですけども、そういったデータブックを世界的に見たときに、緑化も貢献していないわけではないんです。が、カーボンニュートラルを目指す上でいくと、やっぱり排出量をいかに減らしていくかというのが大きいと思います。

委員

そういうことですね。私はど素人でよく分からないんですけども、消費電力を減らしていくということに対して、例えば今の区役所は、電力が再生エネルギー由来のものなのか、石油化学の発電による由来のものなのか、その辺は東京電力とかの売買契約みたいなものからすると、何かあるんですか。

もちろん石炭由来の発電であればCO₂がたくさん出るわけですよ。それが石油とかLNGガス由来の発電であればCO₂はちょっと低くなるわけですね。再生エネルギーであっても、実際のインフラ的な設備を稼働させるための電力も必要なわけですよ。

その辺のことからすると、区として電力会社、発電会社、例えば東電とか、そういったものに対する契約電力というのは、何かその辺のことを決めてかかっているのか。例えばよく言われるように、ほかのメーカーについては、うちは再生エネルギーを使ってやっているんですよ、そのかわり電力料金が高いんですよとか、そういう話が聞こえてきたりするんですけども、杉並区としてはどうなんですか。そういうことまで規定して電力は使っているわけではないかと思う面もあるし。

管理課長

値段だったり、あるいは環境配慮だったりというところはあるかと思いますが、この場でどういう会社で、どういうふうな内容での契約ができてい

ますよということは、申し訳ありませんが、担当ではないのでお答えはできません。

会長
委員

ほかに意見はございませんか。よろしいですか。

丁寧なご説明ありがとうございました。事前協議のところもまた繰り返してご説明いただきまして、感謝いたします。

そもそもの話で、すぐにどうのという話じゃないんですけども、今、委員がカーボンニュートラルの件のご意見を大分されていたんですけども、これはもうどこも最重要課題なわけで、これをつけていただいたということは、景観計画のこちらにもやはりその意図を含みながらされるという意味で、これをおつけいただいたのかなと思いついて見せていました。

ただ、ちょっとそもそもの話というのが、結局、まちづくりはまちづくり基本方針を見てください、景観は景観計画を見てください、環境はこの環境基本計画を見てくださいという、何か分かれていること自体がどうなのかなと。例えば計画する側からして、いろんなものを見るわけですけども、杉並区がこの基本構想を見直したところで、まちづくりも景観も環境も全て含めて区民に対して発信していくという意味では、何かそういうものがもっと欲しいのかなと。つまり、まちづくり基本計画をうまく取りまとめて、分かりやすくしたものが何かあると、区民に対してはとても分かりいいのではないかなというのが1つ感じたことです。

いろいろと手間も増えてしまって、区の職員の方が大変になってしまうかもしれないんですが、本当は全部が結びついていなければいけないことが、ばらばらな資料の中から読み取ってくださいというのはちょっと不親切なような気がいたしました。

それともう1点、例えば令和3年度までに杉並区のまちを美しいと思う区民の割合は85%を目標にしましたと。この辺は何か検証はされましたか。今時点で皆さん、区民がどのぐらい思っているか。つまり、何が言いたいかといいますと、やはりこういう目標を定めたら、1年とは言いませんけれども、1～2年ごとに検証して、それがどのぐらい実現してきたか、どこが不足だったか、そういうことをぜひ公表していただきたいなと思うんですね。それによって、不足だったところをより強化するとか、そういうことができます。例えば今度も12年までに90%と出しているのであれば、今年はこのぐらい少なかったけれども、これをやったことによって、2年後、随分増えましたよとか、

そういうことをぜひとも発表していただきたいなと思います。

あと1点だけ。この環境課の環境基本計画のパブコメはいつまでされていますか。ちょっとほかの仲間にも情報として流したいんですけども。なかなかパブコメというのは自分から入っていかないと見つからなくて、こういうことを今やっていたんだと初めて知りまして。すぐじゃなくて結構です。後ほどで結構ですので、お知らせいただければと思います。ありがとうございます。

管理課長

委員のおっしゃるとおり、幾つかの計画があって、一緒になっていけば分かりやすいという部分は確かにあるかなと思います。ただ、それぞれの法に基づく計画を作るという部分がありまして、例えばこの景観計画に関しましては、景観法の第8条で景観計画が載っています。その6項では、景観計画は、環境基本法に該当する環境基本計画と調和が保たれるものでなくてはならないというのがあります。また、7項では、景観計画は都市計画区域の整備開発方針、つまり都市マスと適合するものでなければなりません。そして、8項には市区町村で作る基本構想に関する計画と適合するものでなければなりませんというので、そういう部分が幾つかの計画と絡み合っ、それと整合だったり、即するものというのでこの景観計画を作っていかなければならないというところではご理解いただければなと思っています。確かに1つの計画であれば分かりやすいんだとは思っています。

そして、環境基本計画のパブコメは3月15日から4月15日までになります。広報のほうに載っています。

2点目につきましては、まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合の現状値については、令和2年度実績で、80.5%になります。この数値につきましては行政評価のほうで毎年出していて、区民意向調査の中の1つの項目で調査する内容になっていますので、そういうところでの数値把握ということではできてございます。

会長

よろしいでしょうか。ほかにご意見はございますか。

委員

丁寧なご説明、ありがとうございました。

2点ありまして、1点目は、景観計画を改定するのはなかなか大変かと思うんですけども、この資料1-2の現在の杉並の景観計画の概要と、今回、資料2に新しく杉並区の基本構想ということで作られた「重点的な取組」という最後のページのところを見比べると、多分、一番上位計画はやっぱりこの改定された基本構想だと思うので、これに従って大きく変えるところは変えるんだ

ろうなと思ってみたときに、ぜひ今度の新しい景観計画で入れていただきたい点としては、先ほどから出ている気候危機については触れていただきたい。

気候危機と関係あるのは、グリーンインフラという言葉も入っていますので、このグリーンインフラの整備、気候危機みたいなことを入れていただくことと、2点目として、ぜひ持続的な農地の保全ということで、今の景観計画は農地の記載がすごく弱くて、杉並さんはすごく頑張っていることだと思いますので、農の風景の育成地区を指定されたり、農福連携とかにも先進的に取り組まれているので、ぜひ今回の計画にはその2点の大きい方向性は入れていただきたいというのが意見の1つ目です。

2つ目は、先ほどちょっと副会長と委員からもあったような、計画の全体のものと実行する部分があって、計画で言っていることは幅が広いんですけども、実行手段として持っているのが本当に法に基づく届出ぐらいしかなくて、なかなか実効性として厳しい部分だと思うんです。せっかく自治体の都市整備部門で取り組まれているのであれば、ぜひ景観計画の理念を今あるサポートでできる既存制度と届出の際につなげられればなと思っております。

例えば要綱とかでやっているようなものとか、緑化に関する生け垣の助成ですとか、あとは私、グリーンインフラとかでもすごい思うのは、開発許可のときに雨水浸透をどうしているかというときにも、何か浸透施設を作るにも、美しいデザインとか、新しい、いい舗装材を届出のときに紹介できるとか、何かそういう既存の制度と絡めてつなげられる。それこそ農地を守りたいといたら、農の風景育成地区の部署を紹介するとか、何か既存を生かせればもう少しいろんなことができるような気がしていますので、その辺りに今まで頑張ってきたほかの部署のところも巻き込んで、大きな目標に引っ張っていけるような、特に農地とグリーンインフラ、雨水浸透みたいなものですかね。

気候危機といったときに、杉並区さんは豪雨とか河川の都市型水害に対しての関心が区民の方は結構強いのかなと思っていまして、カーボンニュートラルは全般的に大事なんですけれども、雨水浸透とか雨水貯留をやると、皆さんの生活にも結構影響があるみたいなのが、この水とみどりの景観形成重点地区がきちんと全部の河川に指定されていますので、何かそういったものを生かして、区民の方に響くような気候対策をやっているよということが言えればなと思いました。以上です。

管理課長

確かに改定に当たっては、グリーンインフラだったり、あと農地の保全とい

うところが、生産緑地の30年経過してということもありますので、その辺は必要なことかなと思っています。

前回の景観計画ができて、その後、杉並区では農の風景育成地区にも指定されてございますので、そういう部分は反映していきたいと思っています。また、そういう部分から農地の保全だったり、グリーンインフラの部分だったりとかいうところの項目についても、皆さんから意見を聞きながら反映できればなと考えてございます。

会長

ありがとうございました。ほかに意見はございますか。

私からも、今の委員の意見も参考にするんですけども、少し違和感というか、説明の中で思いましたのは、都の計画と整合性をとるみたいな話もあったと思うんですけども、少し都の位置づけは大ざっぱで、それに関わると、杉並区はかなり都心に近いですので、ちょっと杉並区のよさが、都との整合性を図れば図るほど少なくなってしまうのかなというところがありますので、都の改定も鑑みてなんですけれども、余り引っ張られずに、都心に非常に近い地区にありながら、これだけのみどりを保っているという杉並区独自の個性を全面的に出しながら改定していただければと思いました。

意見ですので、時間も限られておりますので、今後改定を進めていくというところで、皆さんの意見を聞きながら進めていただけたらと思います。

ほかに意見がなければ、報告聴取を終了いたしますが、よろしいでしょうか。オンライン参加の委員、何かございますか。

委員

すみません。私、説明がミュートになっていまして、ほとんど聞こえなかったのですが、なかなか全体を理解するのが難しかったのですが、その後の質疑からヒントを得て気になることはありますけれども、景観の話とはいえ、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、グリーンインフラの話はほかの自治体でも議論になっていて、それがもたらす多面的な利益というか、ベネフィットをどれだけ景観を超えて見せられるかがすごい大事なというのが1点。

そうは言いつつ、グリーンインフラと言った場合に、景観上のポイント、ポイントで存在していても、機能として十分な機能を果たせないところがあるので、そこをまたがって考えていくときに、景観を超えた部署間の連携が相当必要になるということは、ほかの自治体でも同じような議論をしていましたので、その辺り、部署としてほかとつないでいくことは難しいところではあると思うんですけども、杉並区全体でもしそういうお話が進められるのであれば、そ

の横つなぎの話を少し景観の中でも意識して考えていただけるといいなと思って聞いていました。

すみません。説明がほぼ聞こえていなかったなので、申し訳ありませんけれども、以上です。

会長

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうかね。

ほかに意見がなければ、報告聴取を終了いたします。景観計画については先ほど説明もありましたとおり、令和4年度に審議会において検討事項となりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項の2件目ですね。まちづくり景観審議会専門部会の活動報告について、事務局から説明をお願いいたします。

管理課長

それでは、令和3年度の専門部会の報告をいたします。

資料につきましては事前にお送りしてございますが、これにつきましては2月分までの審議結果をまとめたものになってございます。3月分の審議結果につきまして席上に配付しているものがありますので、そちらのほうも併せてご覧いただければと思います。

土地利用部会につきましては、案件がなかったために、開催はしてございません。景観専門部会では、事前協議案件について月1回程度の頻度で開催してございまして、36件の案件を部会でご審議いただきました。ここでは、資料に記載の案件、1件1件を取り上げて説明することはいたしませんけれども、概要のみ説明させていただきます。

内訳としては、大規模建築物、延べ面積が3,000平米以上のものが13件、公共施設が23件でございます。大規模建築物では、既存のみどりの保全や周辺のみどりとの連続性、そして、建物の色彩、壁面の圧迫感などの軽減についてご意見を頂いてございます。また、公共施設につきましては、主に公園などの整備が多かったということもございまして、既存樹木の関係だったり、施設の色彩、整備に当たっての素材などについてご意見等を頂きました。

本日の配付してございます資料につきましては、継続案件2件を含んでございます。その2件につきましては、例えば病院計画では、地区施設として整備される2つの緑地についての関係性や保全・利活用、そして、管理の在り方だったり、今後この地域にできる建物同士の調和を図った景勝、利用可能な色彩などの要素についてご意見を頂いてございます。

上井草の案件では、車両の出入り口での見通しだったり、既存樹木の保全活

用について参考意見を頂いてございます。

部会で頂いた意見につきましては事業者、公共施設であれば所管へバックしまして、対応の見込みについて検討していただいて、検討した回答を各委員へ報告し、確認していただいております。このようにして、調和した景観が図られるよう部会の皆さんにはご尽力いただいている状況でございます。

以上が今年度の部会報告でございます。個々の案件につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま説明された内容について、質問や意見がございましたらお願いいたします。

副会長 私は景観専門部会の委員でもありますので、少し補足的なところでお話しさせていただきたいんですけども、ここに出ておりますのは参考意見ということでお伝えしていますけれども、多くの場合、その参考意見を取り入れていただいて、景観について前向きに取り組んでいただいているという状況だと思います。

その中で、比較的問題になったケースが多いのは、区が持っている緑化の基準とか、歩道状空地の基準という景観と関連するような施策の中で、例えば歩道状空地のルールが非常に厳格で、その厳格なルールを守らなければいけないがために、景観から見ると敷地ぎわのみどりが確保できないとかいったところがあって、それぞれのルールが必ずしもよりよい景観ということに対して有効に機能していない場合があることがたびたび指摘されています。

それについては区のほうでも少し話し合いをしてくださという形で部会の中で終わっていますけれども、今回、景観計画の改定もあるので、そういったところも可能な範囲で検討いただいて、それぞれの施策がそれぞれ個別に存在しているのではなくて、よりよいまちづくりや景観づくりの中に有効に生かしていられるような連携を少し検討いただければと思います。

会長 ありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

管理課長 部会でご意見を頂いた内容につきましては、その都度所管だったり、そういうところと共有しています。歩道状空地と緑化計画とのこと、片やそういう制度でやっていますものですから、そういうところで、運用の中でこういう課題があるなということになれば、その中でまた所管との連携の中で対応についての考え方だったりを整理していきたいと思っております。

会長 ほかに意見、ございますか。

委員

大規模建築に係る事前協議についての(3)番に杉並区の阿佐谷北一丁目計画とあるんですけれども、これは皆さんよくご存じのように、屋敷林のあれですよ。これについては、ほかの屋敷林の開発の仕方とは若干異にするかも分からないんですけれども、今後の屋敷林の在り方というか、開発の仕方を左右する、模範となる開発だと思えるんですよね。ですから、これは私の意見なんですけれども、十分に周りの住民の意見を聞きながら進めていってほしいなと思います。

かなり大きな既存林がありましたよね。私もよく通るんですけれども、外周だけシラカシとか、モチノキとか、いろいろとありましたけれども、それがかなり残っている状況なんですけど、既存林の残し方についても十分な配慮をして進めていただきたいという意見です。

委員

先ほど副会長のほうから話がございました歩道状空地の話なんですけれども、恐らく歩道状空地を作る場合というのは、総合設計をはじめいろんなケースがあるかと思うんですけれども、必ずしも杉並区の所管に係るような話でもないのは分かっております。

ただ、例えば先ほども副会長のほうから話がございましたとおり、大規模建築物に関しては事前協議制度が設けられておまして、その事前協議の際に、歩道状空地ありきがゆえに景観の部分に関して配慮が後退するようなことがないように指導し、その指導をもって、総合設計の場合だと東京都とかだと思えますけれども、話すようにという形で指導することもあり得るかと思えますし、その方向性をどこかで東京都とも話して、その東京都の総合設計の許可要綱にも反映していただくような、各23区をはじめそれ以外の自治体において、総合設計を用いて歩道状空地を設けるとときには、大規模の場合は事前協議制度の中で、そういう意見が付された場合には一定の配慮をするような規定を設けてもらうように杉並区のほうからも申し入れていただくと、その制度的に整合性のとれた運用が可能になってくるんじゃないかなと思えたので、意見を申し上げます。

会長

ありがとうございました。ちょっと意見が前後して申し訳ないんですけれども、まずは最初の委員の意見について事務局から。

管理課長

先ほど3番の阿佐谷って……。

委員

阿佐谷北一丁目計画の新築という、33ページです。

管理課長

こちらは、委員がおっしゃるお屋敷のところではないです。

- 委員 そうなんですか。失礼いたしました。別件なんですね。
- 管理課長 これはそういうところではないですね。中杉通りに面しているようなところの建物になります。
- そして、歩道状空地の関係でのご質問です。これはなかなか難しいのかなと思ってございますが、その状況、その状況に応じて、先生方から頂いた意見だったり、あるいは所管に伝えて、所管からというふうな形になるかと思えますけれども、1つの流れで制度が変えられるかとなってしまうと、ちょっと難しいのかなと思います。ただ、頂いた意見については念頭に置きながら、所管だったり、そういうところにも意見等を伝えていきたいと思えます。
- 委員 先ほどちょっと私、勘違いしましたけれども、(1)番のほうですね。総合病院の整備計画の新築、これに該当するんじゃないかなと思ったんです。
- 管理課長 そうですね。そこは屋敷林のところでございますが、こちらにつきましても地区施設の緑地の保全だったりもありますので、そういうところについては審議会の方々からご意見も頂いておりますし、区のほうも残せるようには努めたいという形では考えてございます。
- 委員 分かりました。では、理想的な屋敷林の開発というような、ぜひともモデルケースとしたらどうかと思います。一般的には、うちの近所もよく屋敷林がなくなって、戸建ての住宅のミニ開発がかなり進んでいるんですよ。ミニ開発が進んで細分化されて、人口もまた増えてくるし、道路も行き止まりの道路が増えてくるんですね。非常に防災上も問題になってくるので、その辺のところをよろしく願います。
- 委員 先ほどの歩道状空地の話について、もう1点だけ手短にお話し申し上げたいんです。先ほど申し上げたとおり、歩道状空地は別に総合設計だけではないんですけれども、例えばマンションの建替えの場合の緩和であるとか、いずれも基本的な趣旨としては、市街地における環境整備改善に資する、そういう公益的なことをしたら代わりにボーナスをあげるよという制度だと理解しております。
- やはり私は実務で触れる中で、どうしても東京都の総合設計要綱というのが裁量の幅を狭めるために、反対に機械的で硬直的なものになりがちだし、あとは今、どうしても権限が東京都とか各23区部とかに分かれてしまうと、23区部での問題意識が東京都で共有されないがゆえに、十分に反映されないような事態もあると思っているところでございまして、管理課長がおっしゃるとおり、

そう簡単でないことはもちろんよく分かるんですけども、やはり現場の声と
いいですか、地域に根差したところでやっている行政からの声という形で、東
京都にぜひお伝えいただけたらなと思っております。

会長

ありがとうございました。難しい問題で、私も専門部会に携わっております
ので、今年、歩道状空地に置き換わるということで、かなりの緑地が削減され
たのは実感しておりますので、ぜひ事務局のほうでも。歩道状空地に樹木が
あってもいいぐらいな、少し柔軟な制度になっていただけたらなと思ってお
ります。

ほかに意見、ございますか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、様々な意見を頂きまして、ありがとうございました。意見
がないようでしたら、報告聴取を終了いたします。

以上で本日の議題については全て終了しました。

最後に、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

管理課長

本日は貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。頂きました意見
等につきましては、それを踏まえまして、区として取組を進めていきたいと考
えてございます。

次回の審議会の開催につきましてはまだ決まっておりませんが、6月から7
月頃の開催を予定してございます。日程が決まり次第、改めて皆様にはご連絡
させていただきたいと思っております。

また、こういうコロナというふうな状況でもございますので、今後の会議の
運営につきましても、引き続きオンラインの開催だったり、そういう検討をし
てまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

では、本日は会議の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これで令和3年度第2回杉並区まちづくり景観審議会を閉会いた
します。どうもありがとうございました。

— 了 — (11時58分)